

専務理事就任に当たって

日置 秀彦



1 ご挨拶

令和7年度一般社団法人農業土木事業協会（以下、「協会」という）定時総会及び臨時理事会において、専務理事に選任されました。簡単に自己紹介させていただきますと、昭和63年4月に農林水産省に入省し、農林水産省のほか国土交通省、（独）水資源機構、（独）国際協力機構、宮城県、徳島県、中国水利部などで、主に農業農村整備に関する業務を経験し、令和6年9月末に農林水産省を退職しました。

協会におきましては、定款第21条2項により会長及び専務理事は協会を代表し、その業務を執行するとされており、総会及び理事会の決定を踏まえ、協会の目的である「農業土木事業に関する技術の向上及び普及を図り、もって資源の総合的な開発及び国民経済の発展に寄与すること（定款第3条）」を実現するよう、頑張っ

2 協会の活動

協会は1960（昭和35）年9月任意団体として設立され、その後公益的な社会貢献活動が認められ、1970（昭和45）年2月に農林水産大臣の許可を得て社団法人に改組されました。その後、2012（平成24）年4月に内閣総理大臣の許可を得て、一般社団法人に移行しました。

協会には、コンサルティング、ボーリング・グラウト、畑地かんがい、電機機械、鉄構、セメント製品、ポンプ、水利施設保全管理補修の8部門が設置され、令和7年4月時点で、247社の会員が協会全体及び部門の活動にご協力を頂き、農業土木事業の計画、設計及び技術向上に関する調査研究、農業土木施設用の機械、器具及び資材の開発改良及び普及等の活動がなされています。

3 令和7年度からの取組

令和6年5月に食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という）が改正され、「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における農業生産の維持・発展と農村の地域コミュニティの維持」の実現を目指し、基本理念の見直しと、関連する基本的施策等が定められました。

そして基本法第13条において「団体の努力義務」が新設されましたが、これは食料・農業・農村に関する団体の活動が基本理念実現のために重要な役割を果たすことに鑑み定められたものです。このため、基本法第13条を踏まえ、協会は「食料安全保障の確保など新たな食料・農業・農村基本法の理念を実現するため会員企業の総力を結集し農業農村整備事業に関する技術の向上及び普及に一層取り組む宣言」をとりまとめ、ポスターを作成し、協会及び会員企業の基本法の理念実現に向けた姿勢について幅広く普及に努めています。

また、基本法第29条において、農業生産基盤の整備に加え「保全」が明記されたこと、国は農

業生産の基盤の整備及び保全に係る「最新の技術的な知見」を踏まえ、農業用排水施設の機能の維持増進など、必要な施策を講ずるとされたこと等を踏まえ、協会の会員が有する農業生産基盤の整備及び保全に関する最新の技術的知見を国、都道府県、関係団体等に効果的に提供することとしました。

具体的には、令和7年6月、農林水産省における農業農村整備の技術拠点である土地改良技術事務所と連携協定を締結し、国、都道府県等に対し、協会及び会員企業が有する農業農村整備に関する技術情報の提供や研修講師の派遣を行うこととしました。また、「農業水利施設保全補修ガイドブック」について、国の通知において明確な位置付けを頂き、内容の拡充・充実等を図り、令和8年度にリニューアルすることとしました。

さらに、令和7年8月22日、(国研)農研機構農土工学研究部門(以下、「農工研」という)と連携協定を締結し、農工研と会員企業との共同研究の推進体制の整備など連携を強化しました。協会が農工研との連携協定を締結したことを踏まえ、農林水産省、水資源機構、都道府県等の協力の下、事業実施・管理の現場である土地改良区に対し情報提供・連携を進めることにより、最新の技術等の研究開発、現場実装等を推進することが可能となります。

今後、会員企業のご協力を得て、土地改良技術事務所と締結した連携協定に基づくスキームも活用しつつ、農業農村整備に関する新技術の研究開発、現場実装の推進を通じて、食料・農業・農村基本法における食料安全保障の確保などの理念実現に最大限貢献して参りたいと考えています。加えて、このような活動を通じて、協会及び会員企業の価値向上を図るとともに、会員企業の収益機会の拡大に向け、鋭意進めて参ります。

4 おわりに

協会は令和3年5月の理事会において、第26回参議院議員通常選挙に向け進藤金日子候補を推薦、令和5年3月の理事会において、第27回参議院議員通常選挙に向け宮崎雅夫候補を推薦する決議を行いました。進藤金日子参議院議員は、当選後、政府及び与党において、協会の目的達成に対して非常に有効な議員活動を実施されています。協会の目的を実現していくためには、進藤参議院議員との連携等を図っていくことが重要です。このため、今回の協会機関紙「JAGREE109号」から進藤議員の議員活動についてご報告を頂くこととしました。今後は、さらに連携を強化し、国会等での情報収集、協会の目的達成に向けた提案活動等を展開して参ります。

また、協会の機関紙「JAGREE」については、年間2回(5月、11月)の発行としてきましたが、国の予算、政策、国会審議等のスケジュールを踏まえ、重要な情報をなるべく適切な時期にお届けするため、今後は発行時期を7月、1月に変更いたします。さらに、「JAGREE」を補完しタイムリーな情報を提供するため、既に会員の皆様に不定期にお届けしていますが、今後も適宜「JAGREE通信」を発刊して参ります。

引き続き、関係機関の皆様、会員の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

